

秋田県青少年健全育成審議会運営要綱

昭和54年1月11日制定
昭和54年4月26日改正
昭和56年3月26日改正
昭和58年2月24日改正
昭和62年12月16日改正
平成12年1月13日改正
平成12年4月13日改正
平成16年3月12日改正
平成22年4月27日改正
平成24年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成26年6月2日改正
平成27年6月1日改正
平成28年6月1日改正
平成29年7月18日改正
令和元年7月16日改正

1 目的

この要綱は、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号。以下「条例」という。）第5章に定める秋田県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の運営に際し必要な事項を定めるものとする。

2 副会長

審議会に副会長を置き、環境浄化部会長が併任するものとする。

3 環境浄化部会

条例第23条の2に定める部会は、環境浄化部会とし、委員11名以内で組織する。

4 会議

- (1) 審議会は、知事からの諮問を受け、通常年1回の全体会を開催し、条例第20条第4項に定める重要事項の調査審議を行う。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時会議を開催することができる。
- (2) 環境浄化部会は、必要に応じて開催し、条例第20条第1項各号に関する調査審議を行う。
- (3) 審議会及び部会は原則公開とし、審議の傍聴を希望する者には、別に定める手続きにより傍聴を認める。ただし、審議会を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合は、公開しないことができる。

5 部会の議決

- (1) 条例第23条の2第5項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項については、条例第20条第1項第1号及び第2号に定める事項の調査審議に関するものとする。
- (2) 部会長は、部会の議決があった事項については、その都度、会長に報告するとともに、次の審議会にその要旨を報告するものとする。

6 審査基準

条例第20条第1項の知事からの諮問についての審査基準は、秋田県が定めた「秋田県

青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく推奨及び指定等に関する審査基準」
のとおりとする。

7 現地調査

審議会及び同部会は、条例第20条第1項及び第4項の知事からの諮問について、必要
があると認めたときは現地に出張して調査するものとする。

8 事務局

- (1) 審議会の事務を処理するため事務局を置く。
- (2) 事務局は、秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課に置く。

9 雑則

この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要と認める事項は、会長が審
議会に諮って定める。

附則

この要綱は、昭和54年1月11日から施行する。

附則

この要綱は、昭和54年4月26日から施行する。

附則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和58年2月24日から施行する。

附則

この要綱は、昭和56年12月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年1月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。